

善通寺市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので同条第9項の規定に基づき公表します。

平成25年3月21日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 上田博之

財政援助団体監査指摘事項の取組について

【善通寺市連合自治会指摘事項】

今回の監査において、一部地区連合会の平成23年度収支決算報告において、市交付金を超える繰越金並びに積立金がみられた。

については、財政援助団体として、交付金を目的にかなった事業に充当するなどして、極力、多額の繰越金を出さないように留意されたい。

また、地区連合会の収支決算報告書の科目名において、統一されたほうがよいと考えられるので事務局と協議して検討されたい。

【検討結果】

地区連合自治会の収支決算報告において、繰越金が必要以上に多い場合は、市交付金の目的にあった事業を実施するよう指導する。

地区連合自治会の収支予算書及び決算書については、基本となる必須科目を明記した様式を配布する。

財政援助団体監査指摘事項の取組について

【善通寺市環境推進連合会指摘事項】

今回の監査において、同収支決算報告書において、平成18年8月1日付けで善通寺市長と環境推進連合会長との覚書―「善通寺市環境推進連合会が分別収集した資源ごみの売却代金の取扱に関する覚書」―で合意された分別収集した資源ごみの売却代金の分配金に係る記載が見られなかった。

今後事務局と環境推進連合会は同事案を協議されて、その用途にかかる記載をするよう検討されたい。

【検討結果】

指摘事項については、善通寺市環境推進連合会の会長会に諮ったうえで、平成25年度の収支決算に反映すべく調整を行う。

財政援助団体監査指摘事項の取組について

【公益財団法人善通寺市農地管理公社指摘事項】

今回の監査において、収支決算書の財産目録で流動資産の現金預金406万円余の記載が見られた。同金額が交付金に比較して多額の繰越であったので理由を確認したところ、平成25年度において償却資産のトラクターを更新予定とのことであった。今後は減価償却相当額を、特定資産の農機購入引当資産として計上するよう検討されたい。

【検討結果】

今後、決算において繰越収支差額が発生する場合には可能な限り、農業用資産(トラクター等)の買い替えに備え、減価償却相当額を農機購入引当資産に計上する。